

結婚披露宴助成金

～球美の島で披露宴を挙げませんか～

久米島町では、町民及び久米島町内に親族がいる方について、「久米島町結婚披露宴助成金支給事業」をおこなっております。概要として、結婚披露宴の島内実施を促進し、町民の負担軽減と島内経済の活性化を図るためです。

受給資格や支給額などについては、下記のとおりとなっておりますので結婚披露宴の挙行（助成金の申請）をご検討の際はあらかじめ制度内容をご確認ください。

【受給資格】 下記の①～③すべてに該当する方

- ①久米島町内で結婚披露宴を挙げる方
 - ②新郎・新婦どちらかが久米島町に住所登録をしている方
 - ③各種税等（町民税・国保税・保育料等）の滞納のない方
- ※②の特例として、新郎・新婦いずれも本町に住所登録をしていないが、新郎・新婦いずれかの親族が本町に住所登録を有している場合は、助成金の対象にあたります。但しその場合は、助成金額が半額となります。

【支給額】

- ①招待者数50名以上～100名未満 300,000円
 - ②招待者数100名以上～ 500,000円
- ※但し、上記の受給資格②の特例に該当する方は支給額が半額となります。

【申請の流れ】

- ①結婚式披露宴を挙げる前（計画段階の時期）に、原則として町民課で「重要事項の確認」を行う。（説明を受けて書面を提出）
- ②結婚披露宴の挙行後、30日以内に申請書及び添付資料を提出（上記①のときに案内）
- ③申請書類を審査、支給額を決定して助成金を支給（口座振込）します。

お問い合わせ：町民課 TEL 098 (985) 7123